

# 令和3年度 第4回福岡地方最低賃金審議会

令和3年8月5日(木) 11:00

福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室

## 議事次第

1 開 会

2 議 事

(1) 福岡県最低賃金の改正決定について

(2) その他

3 閉 会

令和3年8月5日

福岡地方最低賃金審議会

会長 平木 真朗 殿

福岡地方最低賃金審議会

福岡県最低賃金専門部会

部会長 平木 真朗

### 福岡県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年6月24日、福岡地方最低賃金審議会において付託された福岡県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき、最新のデータにより比較したところ、令和元年10月1日発効の福岡県最低賃金（時間額841円）は、令和元年度の福岡県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

本件の審議に当たった専門部会委員は、別紙3のとおりである。

なお、新型コロナウイルスの感染症の拡大による厳しい状況下で、中小・小規模事業者が事業を継続し、雇用の維持・確保を図るため、さらに地方最低賃金審議会における審議の活性化を図るため、政府等において早急な諸対策の実施・検討を行うよう、当審議会として下記付帯決議する。

加えて、別紙1の結論にあたっては、労働者代表委員及び使用者代表委員の双方から意見が提出されたので、別紙4及び5を添付する。

記

- 1 中小・小規模事業者が今後も継続して事業を行い、雇用の維持・確保ができるよう、「雇用調整助成金」「業務改善助成金」「事業再構築補助金」をはじめとする国及び地方自治体所管の各種支援策を拡充・強化すること。

特に、コロナ禍において直接間接を問わず影響を受けている中小・小規模事業者に対しては、特例措置として賃金引上げ幅に見合った新たな直接的給付金等支援策の創設を早急に検討すること

- 2 地方最低賃金審議会が自主性を発揮し、地域の経済・雇用の実態を見極めたうえで、実質的な改定審議を行うことができるよう、政府及び中央最低賃金審議会において、現行の目安制度の在り方について早急に検討すること

## 福岡県最低賃金

- 1 適用する地域  
福岡県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間870円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和3年10月1日

福岡県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 福岡県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額841円
- (3) 発効日 令和元年10月1日

2 生活保護水準

(1) 比較対象者

18～19歳・単身世帯者

(2) 対象年度

令和元年度

(3) 生活保護水準（令和元年度）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の福岡県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（98,668円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると福岡県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

841円（福岡県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）

×0.817（可処分所得の総所得に対する比率）＝119,418円

福岡地方最低賃金審議会  
福岡県最低賃金専門部会 委員名簿

(令和3年7月16日任命：五十音順)

区分	氏名	現職
公益代表委員	平井 佐和子	西南学院大学法学部 教授
	◎平木 眞朗	西南学院大学商学部 准教授
	○丸谷 浩介	九州大学大学院 法学研究院 教授
労働者代表委員	河村 敏昭	自治労全国一般福岡地方労働組合 書記長
	小陳 武志	日本労働組合総連合会 福岡県連合会 副事務局長
	浜田 紀子	UAゼンセン福岡県支部 次長
使用者代表委員	境 正義	福岡県商工会議所連合会 専務理事
	中村 年孝	福岡県経営者協会 専務理事
	吉岡 秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事

(注) ◎は部会長、○は部会長代理である。

## 2021年度福岡県最低賃金改定決議にあたっての労働者代表委員意見書

2021年8月5日

2021年度の福岡県最低賃金改定に向けて、私たち労働者代表委員は、①新型コロナウイルスを巡る状況は流行から1年以上を経過し、先行きを見通す環境は昨年度とは大きく変わっており、環境変化をしっかりと見極めた上で議論を尽くすべき。②緊急小口資金等による貸付額は1兆円を超えるなど、特に最低賃金近傍で働く労働者は極めて厳しい状況に置かれている。コロナ禍で注目を集めたエッセンシャルワーカーなど、懸命に働く労働者に報いるために最低賃金を引き上げるべき。③福岡の最低賃金は生活を維持する水準として不十分であり、生活保護の水準と比較しても課題を残す状況である。④福岡のパート労働者の給与水準は全国的に低位であり、最低賃金の水準と若年労働人口の流出との相関など、福岡の最低賃金の上位都道府県との格差是正は喫緊の課題であり、長期的に改善をはからざるを得ない課題であるからこそ、毎年少しずつでも解消していく努力を続けるべきである。⑤コロナ後を見据えた経済回復には所得増による個人消費増・内需拡大が不可欠である。⑥コロナ禍において世界の富の偏在は拡大しており、受容しがたい事態である。これを是正するためにも、中小企業への支援策を強化しながら最低賃金の引き上げを実施すべき、等を訴え、目安額に準じた最低賃金の引上げに上位ランクとの格差解消分をプラスし、「28円を上回る引き上げを行うべき」との主張を行ってきた。

上位都道府県との格差解消を継続的に進めるべきという主張については、現段階でも変わるものではない。一方、最低賃金審議の基本となる公労使3者構成による合意の重要性を踏まえる中、3者協議の到達点については、極力尊重すべきものと認識する。福岡県最低賃金の上位都道府県との格差解消については、次年度以降も引き続き取り組んでいくべき課題であることを強く主張するとともに、3者における認識の共有を切に求める。

以上

## 「令和3年度福岡県最低賃金審議における使用者側主張」（意見書）

令和3年8月5日

昨年4月に最初の緊急事態宣言が発令されてから現在まで約1年4か月の間、新型コロナウイルス感染拡大による企業への影響は、宿泊業や飲食業、交通・運輸業、それに関連する取引業者や納入業者を中心に極めて深刻であり、依然として回復の見通しが見えない。

このように、本年度は昨年度と同様まさに緊急事態であり、今年度の最低賃金の改定審議は最低賃金を定める際考慮すべき、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払い能力の3要素のうち、賃金支払い能力を最も重視しなければならない。

支払い能力を示す賃金改定状況調査の第4表を見ると、福岡県が分類されるCランクにおける賃金上昇率は、産業計で0.5%、対前年では0.8%のマイナスであり、宿泊業、飲食サービス業では、パートの賃金上昇率はマイナス0.2%と前年より下がっている。

仮に、全ての業種に強制力を持って適用される最低賃金が大幅に引き上げられれば、特に労働分配率の高い中小企業・小規模事業者にとっては、経営に対してさらに大変大きなダメージを受けることが予想され、それによって、廃業が増加すること、あるいは雇用の調整につながるものが強く危惧される。このためコロナの影響を受け、大幅に経営環境が悪化している中では、今は、官民、労使で力を合わせて、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきである。

したがって、今年度は、最低賃金を引き上げず、「現行水準を維持」することを主張する。

なお、福岡県においては、中央最低賃金審議会から28円の目安が示されているが、コロナの影響を強く受けた現状の環境の中で、なぜ28円なのかが、各種指標やデータなどの明確な根拠によって具体的に指し示されておらず、そうした目安に基づく賃上げは到底容認できるものではない。

以上



## 福岡地方最低賃金審議会（案）

### 福岡県最低賃金の改正

○時間額	870円
○引上げ額	+28円
○引上げ率	3.33%
○効力発生の日	令和3年10月1日

# 福岡地方最低賃金審議会

## 付帯決議（案）

新型コロナウイルスの感染症の拡大による厳しい状況下で、中小・小規模事業者が事業を継続し、雇用の維持・確保を図るため、さらに地方最低賃金審議会における審議の活性化を図るため、政府等において早急な諸対策の実施・検討を行うよう、当審議会として下記付帯決議する。

### 記

- 1 中小・小規模事業者が今後も継続して事業を行い、雇用の維持・確保ができるよう、「雇用調整助成金」「業務改善助成金」「事業再構築補助金」をはじめとする国及び地方自治体所管の各種支援策を拡充・強化すること。

特に、コロナ禍において直接間接を問わず影響を受けている中小・小規模事業者に対しては、特例措置として賃金引上げ幅に見合った新たな直接的給付金等支援策の創設を早急に検討すること

- 2 地方最低賃金審議会が自主性を発揮し、地域の経済・雇用の実態を見極めたうえで、実質的な改定審議を行うことができるよう、政府及び中央最低賃金審議会において、現行の目安制度の在り方について早急に検討すること

(案)

福岡最賃審第479号

令和3年8月5日

福岡労働局長

藤枝茂 殿

福岡地方最低賃金審議会

会長 平木 真朗

### 福岡県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年6月24日、福岡地方最低賃金審議会において付託された福岡県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき、最新のデータにより比較したところ、令和元年10月1日発効の福岡県最低賃金（時間額841円）は、令和元年度の福岡県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、新型コロナウイルスの感染症の拡大による厳しい状況下で、中小・小規模事業者が事業を継続し、雇用の維持・確保を図るため、さらに地方最低賃金審議会における審議の活性化を図るため、政府等において早急な諸対策の実施・検討を行うよう、当審議会として下記付帯決議する。

加えて、別紙1の結論にあたっては、労働者代表委員及び使用者代表委員の双方から意見が提出されたので、別紙3及び4を添付する。

記

- 1 中小・小規模事業者が今後も継続して事業を行い、雇用の維持・確保ができるよう、「雇用調整助成金」「業務改善助成金」「事業再構築補助金」をはじめとする国及び地方自治体所管の各種支援策を拡充・強化すること。

特に、コロナ禍において直接間接を問わず影響を受けている中小・小規模事業者に対しては、特例措置として賃金引上げ幅に見合った新たな直接的給付金等支援策の創設を早急に検討すること

- 2 地方最低賃金審議会が自主性を発揮し、地域の経済・雇用の実態を見極めたうえで、実質的な改定審議を行うことができるよう、政府及び中央最低賃金審議会において、現行の目安制度の在り方について早急に検討すること

## 福岡県最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間870円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和3年10月1日

福岡県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 福岡県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 8 4 1 円
- (3) 発 効 日 令和元年 1 0 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
1 8 ~ 1 9 歳・単身世帯者

- (2) 対象年度  
令和元年度

- (3) 生活保護水準 (令和元年度)

生活扶助基準 (第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費) の福岡県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 (9 8, 6 6 8 円)

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 箇月換算額 (註) と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると福岡県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1 箇月換算額

8 4 1 円 (福岡県最低賃金) × 1 7 3 . 8 (1 箇月平均法定労働時間数)

× 0 . 8 1 7 (可処分所得の総所得に対する比率) = 1 1 9 , 4 1 8 円

## 2021年度福岡県最低賃金改定決議にあたっての労働者代表委員意見書

2021年 8 月 5 日

2021年度の福岡県最低賃金改定に向けて、私たち労働者代表委員は、①新型コロナウイルスを巡る状況は流行から1年以上を経過し、先行きを見通す環境は昨年度とは大きく変わっており、環境変化をしっかりと見極めた上で議論を尽くすべき。②緊急小口資金等による貸付額は1兆円を超えるなど、特に最低賃金近傍で働く労働者は極めて厳しい状況に置かれている。コロナ禍で注目を集めたエッセンシャルワーカーなど、懸命に働く労働者に報いるために最低賃金を引き上げるべき。③福岡の最低賃金は生活を維持する水準として不十分であり、生活保護の水準と比較しても課題を残す状況である。④福岡のパート労働者の給与水準は全国的に低位であり、最低賃金の水準と若年労働人口の流出との相関など、福岡の最低賃金の上位都道府県との格差是正は喫緊の課題であり、長期的に改善をはからざるを得ない課題であるからこそ、毎年少しずつでも解消していく努力を続けるべきである。⑤コロナ後を見据えた経済回復には所得増による個人消費増・内需拡大が不可欠である。⑥コロナ禍において世界の富の偏在は拡大しており、受容しがたい事態である。これを是正するためにも、中小企業への支援策を強化しながら最低賃金の引き上げを実施すべき、等を訴え、目安額に準じた最低賃金の引上げに上位ランクとの格差解消分をプラスし、「28円を上回る引き上げを行うべき」との主張を行ってきた。

上位都道府県との格差解消を継続的に進めるべきという主張については、現段階でも変わるものではない。一方、最低賃金審議の基本となる公労使3者構成による合意の重要性を踏まえる中、3者協議の到達点については、極力尊重すべきものと認識する。福岡県最低賃金の上位都道府県との格差解消については、次年度以降も引き続き取り組んでいくべき課題であることを強く主張するとともに、3者における認識の共有を切に求める。

以 上

## 「令和3年度福岡県最低賃金審議における使用者側主張」（意見書）

令和3年8月5日

昨年4月に最初の緊急事態宣言が発令されてから現在まで約1年4か月の間、新型コロナウイルス感染拡大による企業への影響は、宿泊業や飲食業、交通・運輸業、それに関連する取引業者や納入業者を中心に極めて深刻であり、依然として回復の見通しが見えない。

このように、本年度は昨年度と同様まさに緊急事態であり、今年度の最低賃金の改定審議は最低賃金を定める際考慮すべき、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の仕事の賃金支払い能力の3要素のうち、賃金支払い能力を最も重視しなければならない。

支払い能力を示す賃金改定状況調査の第4表を見ると、福岡県が分類されるCランクにおける賃金上昇率は、産業計で0.5%、対前年では0.8%のマイナスであり、宿泊業、飲食サービス業では、パートの賃金上昇率はマイナス0.2%と前年より下がっている。

仮に、全ての業種に強制力を持って適用される最低賃金が大幅に引き上げられれば、特に労働分配率の高い中小企業・小規模事業者にとっては、経営に対してさらに大変大きなダメージを受けることが予想され、それによって、廃業が増加すること、あるいは雇用の調整につながるものが強く危惧される。このためコロナの影響を受け、大幅に経営環境が悪化している中では、今は、官民、労使で力を合わせて、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきである。

したがって、今年度は、最低賃金を引き上げず、「現行水準を維持」することを主張する。

なお、福岡県においては、中央最低賃金審議会から28円が目安が示されているが、コロナの影響を強く受けた現状の環境の中で、なぜ28円なのかが、各種指標やデータなどの明確な根拠によって具体的に指し示されておらず、そうした目安に基づく賃上げは到底容認できるものではない。

以 上